

第150回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成21年10月19日 午前1時30分～
場 所	群馬県庁7階審議会室

第150回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成21年10月19日 午後1時30分～午後3時
- 2 場 所 群馬県庁7階審議会室
- 3 出席委員 高橋伸二 田口佐知雄 小山洋 菊川滋（代理 松山隆雄）
皆川芳嗣（代理 久保正樹） 大平修（代理 生方博） 中村紀雄
松本耕司 平田英勝 大澤幸一 角倉邦良 野村晴三 高橋正
- 4 欠席委員 長谷川浩子 藤生洋子 原田寛明 松浦幸雄 鈴木和雄 萩原渉
- 5 事務局幹事出席者
（都市計画課）堺課長 高橋次長 荒巻次長
（建築住宅課）金井次長
- 6 議案
第1号議案 伊勢崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
第2号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更について
第3号議案 前橋都市計画道路（3・3・78号昭和大橋大胡線）の変更について
第4号議案 大胡都市計画道路（3・4・4号茂木・堀越線）の変更について
第5号議案 みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第6号議案 藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第7号議案 安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第8号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第150回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

大変お待たせ致しました。ただ今から第150回群馬県都市計画審議会を開催致します。

私は、群馬県都市計画課長の堺でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況について御報告致します。

本日出席をお願い致しました委員の皆様は19名ですが、現在12名の方が出席頂いております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局から御報告致します。

(事務局)

群審報第91号を御覧下さい。第149回都市計画審議会以降、本審議会委員に変更がありましたので報告します。関東経済産業局長他2名の関係行政機関の委員が退任され、また、第2条第1項第5号に定める市町村議会議長を代表する者として、群馬県市議会議長会であります野村晴三委員が新たに就任致しました。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして高橋会長さんから御挨拶をお願い致します。

(会長)

本日は、第150回群馬県都市計画審議会を開催致しましたところ、委員の皆様方には御忙しい中、御集まりを賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、御手元の次第のとおり、審議案件が8件でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議事録署名人2名を指名させて頂きますので御承知ください。田口委員さん、小山委員さんをお願いします。

(議長)

それでは議事に入ります。なお、議事の進め方でございますが、第1号議案及び第2号議案、並びに、第3号議案及び第4号議案は、それぞれ関連する議案でございますので一括上程、第5号議案から第8号議案までは、いずれも単独上程としたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

また、議案の説明は幹事から致しますが、必要に応じて関係市町村から補足説明をさせていただく場合もありますので、御了承願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も意見書の要旨も含めまして、群馬県情報公開条例の関係条文

に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断致します。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開することを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、御意見等はございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、いずれの案件につきましても傍聴を認めることと致します。傍聴者の入場をお願い致します。

(「傍聴者入場」)

(議長)

傍聴者について報告をして下さい。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が3名、報道関係者が1名でございます。

(議長)

それでは傍聴の皆様には、先程事務局からお配りをいたしました「傍聴要領」をよく読んで遵守してください。

なお、「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場して頂きます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可致しますので、どうぞお撮り下さい。

(議長)

それでは写真撮影を終了させていただきます。

第1号議案「伊勢崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第2号議案「伊勢崎都市計画区域区分の変更について」

(議長)

ただ今から審議を始めたいと思います。

第1号議案「伊勢崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び第2号議案「伊勢崎都市計画区域区分の変更について」は関連する議案ですので一括上程致します。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

都市計画課荒巻でございます。よろしく申し上げます。

これから説明する第1号議案と第2号議案につきましては、関連しますので、一括説明します。

まず、御審議をお願いする第1号議案は、都市計画法第6条の2の規定により、平成16年5月に当初決定致しました「伊勢崎都市計画区域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランでございますが、平成22年に目標年次に達することから、「第6回都市計画定期見直し」として、平成27年を目標年次とする都市計画区域マスタープランの改定を行おうとするものです。

スクリーンを御覧下さい。第6回定期見直しの経過ですが、平成17から19年度に都市計画基礎調査を実施致しまして、平成19年8月に定期見直しに関する「基本的事項」を策定し、市町村から線引き見直し構想の申出を受けました。庁内関係課意見照会や課内審査等の後、平成20年1月から平成21年3月までの間、国との下協議を行いました。そして、平成21年4月から法定手続きを開始致しまして本日に至っています。

伊勢崎都市計画区域については、先の6月の都計審でも御説明させて頂きましたとおり、関係機関などとの調整に時間を要したことから、この度御審議頂くものです。

変更理由は、お手元のA3判「別添理由及び概要書」の1ページを御覧下さい。

次に2ページをお願いします。「伊勢崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」説明します。

第1に都市計画の目標ですが、対象となります都市計画区域の範囲は、1-1に示すとおり、伊勢崎都市計画区域は、約9,643 haで、現在、市街化区域と市街化調整区域を定める「線引き都市計画区域」となっています。

次に1-2「都市づくりの課題」として、交通利便性の向上や土地の高度利用、定住人口の増加により、中心市街地の求心力を高めていくことを踏まえ、1-3(1)「都市づくりの目標」として、拠点都市としてのまちづくり、安全で快適に暮らせるまちづくり、自然環境と調和したまちづくりを掲げています。

次に(2)「地域毎の市街地像」として、3ページ右側に「将来市街地像図」を示しています。また、スクリーンを併せて御覧下さい。本区域の「市街地ゾーン」は、同一行政区域の東都市計画区域・赤堀都市計画区域の母都市として、また20万都市の中心にふさわしい拠点として、活力ある産業と賑わいのある一体的かつ計画的な市街地に形成を図って行くものとしています。

次に5つの「拠点の形成」について、御説明致します。伊勢崎駅及び新伊勢崎駅周辺を「都市拠点」、境町駅及び境支所周辺を「地域拠点」とし、国道354号バイパスの沿道の「境百々地区」に地域の利便性を増進する商業地を配置することとしています。

さらに伊勢崎市民病院及び西部公園周辺を健康とやすらぎを支える医療・福祉拠点の形成、また、交通利便性の優れた剛志駅周辺を生活拠点とし、良好な市街地の形成を目指すこととしています。

既存の工業団地及び流通団地、及び伊勢崎市東上之宮町周辺を「産業拠点」とし産業拠点と位置付けています。西部モール及びオートレース場周辺、波志江パーキングエリアスーパートインターチェンジ周辺をそれぞれ「複合拠点」としています。

次に3ページをお願い致します。都市軸として、広域根幹軸、広域連携軸、地域連携軸を位置付け地域間の連携の強化を図り、地域の発展を支えることとしています。

次に、「区域区分の有無」ですが、本区域は、今後も継続して区域区分を実施することにより、土地利用の整序、効率的な都市基盤の整備及び自然環境の保全を進めて行く方針としています。本区域の目標年次、平成27年における、おおむねの人口及び産業の規模は、(1)、(2)表のとおりです。また、(3)では、人口及び産業の見通し、かつ、市街化の現況と動向を勘案して、目標年次における市街化区域のおおむねの規模を3,209haとしています。この規模は、基準年次、平成17年度と比較して、5ha増加しています。

次に4ページをお願いいたします。「主要な都市計画の決定の方針」について説明します。

まず、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、住宅地、商業地、業務地、流通業務地に関する主要用途に関する方針のうち、特筆すべきものと高密度利用を図る地区を示しています。

次に「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、「交通施設」、「下水道」、「河川」について「主要な施設の配置の方針」を示すとともに、主要な施設について「整備目標」を示しています。

なお、この後御説明します市街地開発事業、自然的環境整備を含め「整備を予定する事業の位置図」を、5ページ右の図及びスクリーンに示しています。

次に、「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、区域内の土地区画整理事業及び工業団地造成事業について「整備目標」を示しています。

最後に「自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、「主要な緑地の配置の方針」とともに、主要な緑地について「確保目標」を掲載しています。

ただ今説明しました第1号議案は、去る平成21年4月17日から5月1日までの間、都市計画案の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年8月21日から9月4日までの間、都市計画法第17条第1項の規定により縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。

引き続きまして第2号議案「伊勢崎都市計画 区域区分の変更について」説明します。お手元の議案書3ページを御覧下さい。

本議案は、前回定期見直しとして、平成16年5月に変更した都市計画法第7条第1項に規定する区域区分、いわゆる線引きについて、人口フレームが、平成22年に目標年次に達しますことから、平成27年を目標年次とする人口フレームを設定すると共に市街化区域及び市街化調整区域の区分を見直すものです。

次に変更の理由ですが、議案書3ページのとおりです。

また、今回、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として1つの地区、境百々地区を市街化区域に編入するものです。

議案添付図面の図-1、併せてスクリーンを御覧下さい。

総括図としまして、市街化区域に編入する境百々地区の位置を示しています。また、添付図面図2で、拡大したものを表示しております。

次に、境百々地区の概要を説明します。図-3、併せてスクリーンを御覧下さい。当該地区は、伊勢崎都市計画区域マスタープランにおきまして、「生活拠点」と位置づけ、境町駅を中心とする既存の市街化区域に隣接する民間事業者による計画的な市街地整備が確実となった区域4.9haを編入計画区域としています。

次に図-4併せてスクリーンを御覧下さい。参考として伊勢崎市が決定告示予定である用途地域を示しています。今後の土地利用計画を踏まえ、準住居地域とする計画です。今回指定を予定しております準住居地域は、沿道において大規模集客施設とならない日用購買施設の立地を図るものです。

また、今回の土地利用計画をスクリーンに写していますので、併せて御覧下さい。

ただ今説明しました、第2号議案については、去る平成21年4月17日から5月1日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年8月21日から9月4日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、1件の意見書の提出がありました。

別添の資料1「都市計画の案に係る意見書等要旨及び都市計画決定権者の見解」併せてスクリーンを御覧下さい。

今回編入する境百々地区に近い周辺地区にお住まいの方から御意見を頂きました。

内容ですけれど、市街化区域編入による緑の減少や農地の減少を懸念する御意見です。意見の要旨は、お手元の資料にありますように、境地区のよさの一つは、緑や田畑があること。汚れた水をきれいにしてくれるのは水田の浄化作用であること。それらを育てている水田の景観は、長い歳月をかけて形成されたもので、育まれてきた風土、豊かな自然を守っていくことを望むこと。都市化により開発が行われてきており潤いが失われていること。よって、水田のよさ生かすことをもう一度じっくりと時間を掛けていくことを提案するという内容です。

この意見に対する県の考えとしましては、本県が今回都市計画定期見直しにおいて策定した運用指針では、都市づくりの方向性として、「むやみな市街地の拡大は行わないことを原則とし、市街地の拡大を検討する場合は、将来フレームの範囲内で適正に実施する」ものとしております。当該地区においては、市街地整備の行われた住宅地及び境町駅に近接し、集約型都市構造を構築するため、生活利便施設の整備による魅力ある都市づくりを目指すものであります。また、本県が改定を行う伊勢崎都市計画区域マスタープランでは、線引きによる土地利用整序を維持し、市街化調整区域の土地利用の方針において、農業振興地域内の農用地区域などについて、優良な農業生産地帯として積極的に保全していくこととしており、当該地区周辺においては、隣接する国道354号バイパス北側の集団農地がこれに該当すると考えております。なお、開発にあたっては、緑地を配置するなどして、周辺環境との調和に努めることとなります。

以上のことから、市街化区域に隣接し、国道354号により周辺の集団農地と分断された当該地域について計画的な開発が確実になったものにつきまして、市街化区域に編入す

るもので、今回の変更は妥当なものと考えております。

以上で第1号議案及び第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いいたします。

(議長)

それでは、第1号議案及び第2号議案につきまして皆様から御意見、御質問等を承りたいと思います。いかがでしょうか。

(議長)

第1号議案は前回積み残した議案の一部、第2号議案についてはもう少し自然を守れと言った抽象的な意見だと思います。

(議長)

それでは御意見もないようですので、御異議ないものとして議案のとおり決定させていただきます。

第3号議案 前橋都市計画道路（3・3・78号昭和大橋大胡線）の変更について

第4号議案 大胡都市計画道路（3・4・4号茂木・堀越線）の変更について

(議長)

続いて第3号議案「前橋都市計画道路（3・3・78号昭和大橋大胡線）の変更について」及び第4号議案「大胡都市計画道路（3・4・4号茂木・堀越線）の変更について」は関連する議案ですので一括上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

これから説明致します3号議案及び4号議案につきましては、前橋市決定の都市計画道路の変更に伴う都市計画の変更です。関連する議案ですので、一括で説明させていただきます。

総括図上では市決定分も含めまして1枚の図面上に示しております。

それでは、第3号議案「前橋都市計画道路（3・3・78号昭和大橋大胡線）の変更について」説明します。お手元の議案書5ページを御覧下さい。併せてスクリーンを御覧下さい。総括図として当該路線を赤線で示しています。

本路線は、主要地方道高崎駒形線及び主要地方道藤岡大胡線の一部を含み、高崎市、前橋市南部及び大胡地区を結ぶ幹線道路です。また、国道17号上武道路のアクセス道路としても位置づけられている路線です。青線で示している前橋市決定のローズタウン中通線が今回都市計画変更される事にもなって、昭和大橋大胡線を変更するものです。

次に変更の理由ですが、議案書5ページのとおりです。

具体的な内容について説明します。議案添付図面の図-6併せてスクリーンを御覧下さい。今回は、前橋市決定であるローズタウン中通線の法線を赤点線から青線に都市計画変更することによる交差点位置の変更に伴い、線形及び幅員の変更をするものです。黄色で

示しているのが変更前の数字、赤色が変更後の数字となります。

続きまして図－7又はスクリーンを御覧下さい。参考として変更後の一般部と交差点部の標準断面図を示しています。

図－8又はスクリーンを御覧下さい。参考として交差点詳細図を示しています。

なお、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はございませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

引き続きまして、第4号議案「大胡都市計画道路（3・4・4号茂木・堀越線）の変更について」説明します。議案書7ページと併せて、議案添付図面の図－5、スクリーンを御覧下さい。

総括図として、当該路線を赤線で示しています。本路線は、主要地方道藤岡大胡線の一部を含み、大胡地区から高崎市を結ぶ幹線道路です。また、国道17号上武道路のアクセス道路としても位置づけられている路線です。先ほどの3号議案と同様に青線で示している前橋市決定のローズタウン中通線が今回都市計画変更される事にもなっており、茂木堀越線を変更するものです。

次に変更の理由ですが、議案書7ページのとおりです。具体的な内容について説明します。添付図面図－6又はスクリーンを御覧下さい。今回は、前橋市決定であるローズタウン中通線の法線を赤点線から青線に都市計画変更することによりまして交差点位置の変更に伴い、線形及び幅員の変更をするものです。この交差部分に右折車線を新設する事により、この部分の幅員を14mから18mに変更します。また、黄色で示していますのが変更前の数字、赤色が変更後の数字となります。なお、路線全体延長＝2,700mの間の代表的な幅員は、16mで変更ございませんので、都市計画決定上の幅員はW＝16mのままとなります。また、本路線は車線数を定めていないため、都市計画法施行令の一部を改正する政令及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令に基づき、車線数を決定するものです。

図－7又はスクリーンを御覧下さい。参考としまして変更後の一般部と交差点部の標準断面図を示しています。

また、図－8に参考として交差点詳細図を示しています。

なお、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第3号議案及び第4号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いいたします。

（議長）

それでは、第3号議案及び第4号議案につきまして皆様の御意見、御質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（田口委員）

図の7について質問です。両方の路線に750とありますが、これは何ですか。中央分

離帯ですか。

(事務局)

75cmは路肩です。その両側が歩車道となっていて、中央分離帯ではありません。両路線とも2車線です。議案書の5ページに4車線とありますが、全体で見ると4車線の部分もありますが、今回の部分は4車線ではありません。

(議長)

他にございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

第5号議案 みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

続いて第5号議案「みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

建築住宅課次長金井と申します。よろしく申し上げます。

それでは第5号議案「みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り、建築行為や用途変更ができることになっています。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたものであります。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。付議書の写しでございます。群馬県知事からの付議でございます。

続きまして9ページが施設概要です。名称、みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は指定がございません。申請者住所氏名、群馬県みどり市大間々町大間々1668 赤城鉱油株式会社 代表取締役 松原豊。所在地、みどり市大間々町大間々2187-2他40筆。敷地面積は30,957.60㎡。主な施設は産業廃棄物処理施設。処理能力は、各廃棄物の処理能力については、表記載のとおりでございます。今回増築する申請部分は192.83㎡、申請以外の部分は1,773.03㎡、合計1,965.86㎡でございます。

本施設は、かつて建築基準法第51条ただし書き許可を取得し、現在操業中ございま

すが、今般、当初許可を受けた汚泥、廃油の焼却について1.5倍を超える処理能力の増加をすること、並びに、当初許可を受けていないその他の産業廃棄物を一定量以上焼却することが、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」に該当することから、改めて許可を受けようとするものでございます。

それでは、詳細な内容について説明させていただきます。申請者の赤城鉱油株式会社は、昭和44年に東鉱株式会社として設立され設立当初は主に鉱物の採掘、加工を業としておりました。その後、昭和48年に廃油再生事業に転換し、油水分離事業を開始し、昭和50年に社名を現在の赤城鉱油に変更し、産業廃棄物処分業許可を取得して、廃油の収集、運搬、中間処理を中心に事業を展開してきました。

昭和53年に当初の建築基準法第51条ただし書き許可を取得し、油水分離事業に併せて廃油、汚泥の焼却も手掛けることとなりました。

今般、得意先である産業廃棄物排出事業者から多種の産業廃棄物を焼却処理して欲しいとの要望があり、現有施設で焼却処理能力の向上を検討したところ、処理品目の組み合わせによって、現有施設のままで焼却処理量の増加が可能であるとの結果を得ることができました。ついては、再度許可を受け、事業を拡大しようとするものでございます。

次に、お手元のA3版「議案添付図面」を説明させていただきます。

図-9を御覧下さい。赤い斜線の箇所が申請地の位置でございます。申請地は、みどり都市計画区域内にあり、わたらせ渓谷鉄道大間々駅から南東約300m、東武鉄道赤城駅から北東約700mに位置しています。また、敷地東側は、一級河川渡良瀬川でございます。

図-10を御覧下さい。申請地から300m内外の状況を示しております。図の右手が北でございます。赤線で囲んだ部分が、今回の申請地でございます。周辺につきましては、工場は青、住宅は黄色、道路は茶色で表現しております。ご覧のとおり周辺は、主に工場、住宅地として利用されております。本事業所の操業時間でございますが、現在24時間操業を行っており、許可後も時間の変更は予定しておりません。また、搬入車両につきましても24時間受け入れております。本敷地への搬入口となる敷地西側道路は、通学路とはなっておりませんが、月2回、職員が搬入口に立って関係車両の交通指導や従業員へ定期的な安全教育の実施するなどによって一般公道での交通安全確保に努めております。

図-11を御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。赤色が焼却施設、紫色が油水分離施設、青色がそれ以外の既存建物、黄色が本件許可後に増築予定の申請建物でございます。なお、当敷地はかなりの高低差があり、擁壁による土留め工事が行われておりますが、これらの工事については、都市計画法に基づく群馬県の開発許可を受けております。この図の赤の点線で囲まれた部分が焼却施設の中心部分でありまして、後の図で詳しく説明致します。

図-12を御覧下さい。こちらは、本件許可後に増築予定の汚泥処理前ピット上家の計画図であります。鉄骨造平屋建て、床面積192.83㎡で予定しております。

図-13を御覧下さい。こちらは、さきほどの図-11において赤の点線で囲まれていた部分を拡大した焼却施設の配置図でございます。廃油については、右上にあります廃油受入場でタンクローリーで運搬されたものを受入れます。その後配管を通して図面の左側灰色で示してありますロータリーキルン、これは円筒形の回転する焼却炉ですが、この炉

へ投入され焼却されます。また、汚泥は受入れ後に、前処理を行い、ピンクの矢印の流れに沿って運ばれ、汚泥受入れホッパーから投入され、ロータリーキルンで焼却されることとなります。その他の廃棄物は、図面左側の紫色の小型固定焼却炉から投入され焼却されます。その後、それぞれ2次焼却炉でさらに高温で焼却し、焼却後の排ガスは、緑色の矢印のルートで廃熱ボイラー、バグ集塵機を通過して排気塔より放出されます。燃殻につきましては2次燃焼炉及び排ガス急冷塔から、ばいじんはバグ集塵機から搬出されます。

図-14を御覧下さい。先ほど説明しました流れについて系統化したものでございます。1次燃焼炉である②ロータリーキルン、②'小型固定燃焼炉を経て③2次燃焼炉でさらに焼却します。これはダイオキシン対策のため900度以上の温度で燃焼する必要があり、2次焼却炉で900度から1000度で燃焼させるものです。

図-15を御覧下さい。こちらが、焼却処理工程の写真でございます。左上が汚泥、少量の廃油、難燃物が缶で搬入された状況です。右上がまとまった廃油がタンクローリーによって搬入された状況の写真でございます。中央がロータリーキルンの燃焼状況です。左下がばいじん、中央下が燃えがら、右下が排ガスの放出状況でございます。

添付図面の説明は、以上でございます。

次に、周辺的生活環境の保全対策について説明させていただきます。

先ほどの説明のとおり、焼却処理量は増えることとなりますが、焼却施設は公害対策を施しており、焼却の過程で発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類は、二次燃焼炉において燃焼ガスを900度以上で2秒以上滞留させることにより熱分解処理し、バグ集塵機内で排ガスを殆ど処理し、ばいじんの捕集を行うことにより、大気へ放出される排ガスについては、大気汚染防止法上の規制を遵守できることが確認されており、操業時には排ガスを常時測定し、管理することとなっております。

なお、生活環境影響調査を行っておりますが、水質、騒音、臭気のいずれの項目についても規制値以内との評価が得られております。

本計画施設は、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定に基づく事前協議書を環境森林部に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等の主に生活環境の保全上の見地から審査がされ、平成20年1月9日付けで、本件処理能力の増強に係る産業廃棄物処理施設設置許可を既に取得しております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、第5号議案の説明を終わらせて頂きます。御審議の程よろしく御願い致します。

(議長)

それでは、第5号議案「みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」につきまして皆様の御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

(大沢委員)

県の開発許可は得ているとの説明がありましたが、許可になるまでの経緯、期間がどのくらいかかっているか、地元住民との関わりがスムーズにいったのかということをお教え

ください。

(議長)

最終許可はこの審議会の意見を踏まえてこれからと言うことになりますが、担当部局で事前審査を行っていますのでその経過とか住民の関わり等を簡単に説明してください。

(事務局)

開発許可については、技術的な観点での審査で問題なく終了しています。

事前協議は、廃棄物の問題で、環境の観点から別の部署で行っています。その課程の中で周辺区長さんからの同意は頂いています。事前協議については関係部署の協議を経て平成20年1月9日に終了しています。

(大沢委員)

開発許可の申請がいつあって、いつ許可をしたのでしょうか。

(事務局)

詳細な日付については、調べまして後ほど説明させていただきます。終わるまでに間に合えばここで報告させていただきます。

(大沢委員)

はい。わかりました。

(田口委員)

色々なものを焼却するようだが、コンクリートなどを焼却するようだが、燃えるのでしょうか。

(事務局)

コンクリートをメインに行うということではなく、他の産業廃棄物に付着したものを焼却するものです。燃えがらは処理施設に持って行って再生骨材にするなど再度処理することになります。

(議長)

他に御意見がありますでしょうか

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

第6号議案 藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

続いて第6号議案「藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

続きまして、第6号議案「藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を御説明させていただきます。本案件は、許可権者である群馬県知事が本審議会に付議し御審議頂くものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書10ページをご覧ください。群馬県知事からの付議書の写しでございます。

続きまして11ページが施設概要でございます。名称、藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は工業専用地域。申請者住所氏名、群馬県藤岡市下栗須1119 株式会社フセコー 代表取締役 布施 貞夫。所在地、藤岡市上大塚字道下1371-1他16筆。敷地面積、7,253.88㎡。主な施設、産業廃棄物処理施設。処理能力、廃プラスチック類破碎24.0t/日。申請床面積、1,037.97㎡となっております。

本施設は、工業専用地域において、処理能力が一日あたり6tを超える廃プラスチック類の破碎施設であるため、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同条ただし書きの許可の申請の手続きを行おうとするものでございます。申請者の株式会社フセコーは、平成元年に設立され、産業廃棄物処理業や解体工事業等を行っております。産業廃棄物処理業につきましては、廃棄物処理業の許可、中間処理施設の設置許可を取得し、コンクリートの破碎、木くず、紙くずの破碎などによるリサイクル業を行っております。今般、廃プラスチック類を破碎処理し、燃料として出荷するリサイクル事業への業務拡大のため、今回許可申請されたものでございます。

次に、添付図面を御説明させていただきます。

図-16を御覧下さい。申請地の位置を示しております。方位は右斜め上が北でございます。敷地は、藤岡市役所から西へ約2.6km離れた位置で、青色で示した工業専用地域内でございます。

図-17を御覧下さい。申請地から300m内外の状況を示しております。赤色の斜線で示したのが今回の申請地です。青色が工場、黄色が住宅を示しております。申請地から最も近い住宅は、東側約135mの所でございます。また、敷地に接する道路については通学路にはなっておりません。

図-18を御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。方位は左手が北でございます。黄色で示しましたのが、申請建物でございます。車両の出入りは、敷地西側の市道3201号線に面した三角で示した2箇所からとなります。

続きまして図-19を御覧下さい。こちらは申請建物の平面図に、機械の配置を示したものでございます。廃棄物の処理工程について御説明いたします。まず、廃プラスチック類廃棄物は4t車で図面下側の原料搬入と記載のある入り口から搬入され、原料ストックヤードに保管されます。その後、原料投入と記載のある所から一次破碎機へ投入し、二次

破碎まで終了後、積込と記載のある部分でコンテナに積み込まれコンテナごと運搬車が搬出する予定でございます。

図－２０を御覧下さい。こちらは、先程、御説明致しました廃棄物の処理工程をフロー図で示したものでございます。①が一次破碎機、⑤が二次破碎機です。破碎後の処理物については燃料として出荷する予定となっております。

図－２１を御覧下さい。こちらが、廃棄物の破碎前、破碎後の写真でございます。

図面の説明は、以上でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。

本計画施設は群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第９条第１項の規定に基づく事前協議書を環境森林部に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等のおもに生活環境の保全上の見地から審査がされ、平成２１年３月３０日付けで設置許可の方向で事前協議が終了しております。

本申請者である株式会社フセコーにつきましては、道路をまたいだ敷地で畳・石膏ボード等の廃棄物の処理に関する事業を今までも行っており、近隣との関係について支障なく業務を行っております。また、従前より藤岡市と環境保全協定を締結しており、公害の防止に最善の努力をし、住民および地域の環境の保全に取り組んできておりますが、本申請にともない再度、藤岡市と環境保全協定を締結しております。本申請における粉じん、騒音及び振動につきましては、環境影響調査を行っております。騒音、振動、粉じんにつきましては、いずれも予測測定値は基準値以下であり、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であるとの予測が出ております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で第６号議案の説明を終わらせて頂きます。御審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、本議案に係る皆様の御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

(中村委員)

生活環境に対する影響が軽微だという表現がありましたが、軽微という表現は少しぶん抽象的ですけど問題ないのでしょうか。廃プラスチックなどを処理した場合は、粉じんなどとは別に化学物質などの有害物質の心配はないのでしょうか。

(事務局)

有害物質は出ないと聞いています。粉じんは集塵機等を使って回収すること、シャッター等は閉めて作業をすると聞いていますので、粉じんや騒音は極力出ないと思います。また、環境上の規制値、その数値を下回るかをチェックしていますので問題ないと考えています。

(中村委員)

軽微とは、その数値を下回ることを言うのですか。

(事務局)

はい。

(議長)

他に御意見はありますでしょうか。

御異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

第7号議案 安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

続いて、第7号議案「安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

続きまして、第7号議案「安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を御説明させていただきます。本案件は、許可権者である群馬県知事が本審議会に付議し御審議頂くものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書12ページを御覧下さい。群馬県知事からの付議書の写しでございます。

続きまして13ページが施設概要でございます。名称、安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域、工業地域。申請者住所氏名、東京都中央区京橋一丁目19番11号株式会社NIPPON 代表取締役 水島和紀。所在地、安中市中宿字宮街道北978番1。敷地面積、8,048.47㎡。主な施設、産業廃棄物処理施設。処理能力、がれき類破碎1,000t/日。産業廃棄物処理施設となります申請床面積1,107.54㎡、それ以外の用途の建築物であります既存床面積1,809.57㎡、合計床面積2,917.11㎡でございます。

本施設は、工業地域において処理能力が一日あたり100tを超えるがれき類の破碎施設であるため、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」に該当します。本施設は、アスファルトプラント工場に併設されており、平成16年に建築基準法で規制される以前より、がれき破碎の中間処理施設として業務を行っていたため、既存不適格建築物として許可不要であったものです。

ところが、昨年秋に本施設を所有していた会社が倒産し、休業状態となり、本申請者が

アスファルトプラント、中間処理施設共に買い取り、操業を行おうとしたものですが、既存不適格建築物の用途が休業となり、その後再開する場合には法律上、既存不適格建築物とは扱えなくなることから、許可を受ける必要が生じたものです。

申請者の株式会社NIPPONは昭和9年に日本舗道株式会社として設立され、昭和49年からがれき類の中間処理施設の業務も行っております。

既設のアスファルトプラントは既に稼働しており、本申請の中間処理施設により処理された再生骨材を使用し、再生アスファルト合材を生産する循環型事業も目指すため申請されております。

次に、添付図面を御説明させていただきます。

図-22を御覧下さい。申請地の位置を示しております。敷地は、安中駅から南西へ約300メートル離れた位置で工業地域内でございます。

続きまして図-23を御覧下さい。申請地から300m内外の状況を示しております。赤色で示したものが申請地です。黄色で示したものが住宅でありまして、申請地から最も近い住宅としては、北側約170mのところでございます。敷地に接する県道は通学路にはなっておりません。

図-24を御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。黄色で示しましたものが、今回申請により廃棄物処理施設とする建築物でございます。そのうち、破碎施設と再生骨材保管庫が既設の建築物です。産業廃棄物保管庫につきましては、今までは屋根がなく野ざらしであった保管場所を許可後に建築物を新設するものでございます。黄色以外の部分はアスファルトプラント及び付属の既存建築物でございます。車両の出入口は、敷地北側の三角で示した1箇所でございます。

図-25を御覧下さい。こちらは先ほどの申請建物の平面図で、機械の配置を示したものでございます。図の向きが前の図とは90度異なり、右下が北となります。廃棄物の処理工程について御説明いたします。廃棄物は4t車で図面右下の産業廃棄物保管庫に保管され、その後、隣のロールクラッシャーに投入されて一次破碎され、必要に応じ、インパクトクラッシャーで二次破碎され、大きさにあわせて再生骨材保管庫に保管されます。

図-26を御覧下さい。こちらは、先程説明しました廃棄物の処理工程をフロー図で示したものでございます。青の矢印で示したのが、がれき類破碎の流れとなります。下の中間処理の処理工程図のとおり、破碎後の廃棄物については、敷地のアスファルトプラントで利用されるほか再生骨材としても販売されます。

続きまして図-27を御覧下さい。こちらが、廃棄物の破碎前、破碎後の写真でございます。

図面の説明は、以上でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。

本計画施設は群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定に基づく事前協議書を環境森林部に提出しており、大気汚染、騒音、振動、臭気等の主に生活環境の保全上の見地から審査がされ、平成21年7月27日付けで設置許可の方向で事前協議が終了しております。また、粉じん、騒音及び振動につきましては、環境影響調査を行っております。騒音、振動につきましては、いずれも予測測定値は基準値以下となっております。粉じんにつきましては、破碎設備等を建物で覆い、粉塵の発散防止に努めている

ほか、破碎前の保管場所についても今回屋根を設けて、粉塵の発散を防止する予定です。また、散水装置を設置し、粉塵の発散を抑制するなどの取り組みを行い、従前よりもさらに飛散防止の取り組みを行う予定であり、周辺生活環境への影響はほとんどないものと判断しております。

本施設は平成8年に産業廃棄物処理業の許可を得て営業がおこなわれていたものであり、今回の申請により、従前からの処理量の増加があることもないため、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響がなく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で第7号議案の説明を終わらせて頂きます。御審議の程よろしくお願い致します。

(議長)

それでは、第7号議案「安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」につきまして御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

(中村委員)

既存不適格建築物というのは、そのまま継続して使われる場合には、十分な規制が行われるのでしょうか。

(事務局)

建築基準法では、法第51条の中で施設の立地について規制を行っていきまして、規制が始まったのが平成16年からでございます。環境的な観点から建築基準法で規制することはできません。

(中村委員)

環境上問題が生じても指導や規制はできないのか。

(事務局)

建築基準法ではできません。環境上の問題は、環境部局で行ってきていると思います。

(議長)

よろしいですか。他にはどうでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

第8号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

続いて、第8号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を

上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

続きまして、第8号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を御説明させていただきます。

本議案も都市計画区域内の産業廃棄物処理施設に関するもので、許可権者である群馬県知事が本審議会に付議し、御審議頂くものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書14ページをご覧ください。群馬県知事からの付議書の写しでございます。

続きまして15ページが施設概要です。名称、太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域、工業専用地域。申請者住所氏名、宮城県仙台市青葉区上杉一丁目3-22 大青工業株式会社 代表取締役 青澤誠治。所在地、邑楽郡大泉町大字吉田字本郷1221-13。敷地面積、2,350.48㎡。主な施設、産業廃棄物処理施設。処理能力、廃プラスチック類破碎9.2t/日。申請部分、1,385.94㎡、これは既存施設を利用して用途を変更し廃棄物処理施設とする面積でございます。

本施設は、工業専用地域において、処理能力が一日あたり6トンを超える廃プラスチック類破碎処理施設であるため、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」に該当することから、同条ただし書き許可の申請を行おうとするものでございます。

申請者の大青工業株式会社は、昭和27年に設立され、建設業を営んできましたが、平成8年に、宮城県及び仙台市において産業廃棄物収集運搬業許可を取得し、平成9年には仙台市より安定型処分場の設置許可を受け現在に至りました。

今般、大泉町の空工場を利用し、廃棄物の再資源化に係る業務拡大を図ることとしたものでございます。

本工場での処理方法や製品でございますが、まず、建物解体業者や物流・倉庫業者、自動車修理業者などから搬入される廃プラスチックを破碎処理し、破碎後に燃料またはプラスチック原材料の素材として売却する予定でございます。

次に、添付図面を御説明させていただきます。

図-28を御覧下さい。赤色で申請地の位置を示しております。申請地は、太田都市計画区域内にあり、東武小泉線西小泉駅から、南へ約1.6km離れた工業専用地域である大利根工業団地内に位置しております。

続きまして図-29を御覧下さい。赤色で示したのが、申請地でございます。青色で示したものが工場、茶色が工場への搬入道路、黄色が住宅でございます。申請地から最も近い住宅までの距離は、市道を挟んで約130mほどでございます。なお、この敷地に接する町道は通学路とはなっておりません。

図-30を御覧下さい。こちらは、敷地における建物の配置状況を示したものでございます。工場棟と荷降ろし選別棟の2棟は、現在、空き工場でございます、これを活用する計画でございます。

図-31をご覧ください。こちらは、先ほどの平面図に破碎処理機等の位置をあらわしたものでございます。動線の色分けでございますが、赤色の線が搬入、青色の線が搬出を

あらわしております。まず、搬入車両は、右下の積載重量計にかけられるものと搬入後一時保管し、その後積載重量計にかけるものに分かれていますが、計量後は2台の破砕機へ分かれて投入されます。

この仕分けでございますが、建設廃材などの比較的汚れている廃プラスチックは中央赤枠の高速粉砕機にかけて燃料として出荷し、一方、比較的きれいな廃プラスチックは左よりのピンク枠の剪断式破砕機にかけられ、搬出先の工場にてプラスチック原材料としてリサイクルされます。

続きまして図-32を御覧下さい。こちらが、図-31の流れを簡略化した破砕処理工程図でございます。工程につきましては、先ほど説明したとおりでございますが、中央青色の高速粉砕機が建設廃材を処理するもの、左より青色の剪断式破砕機が比較的きれいな廃プラスチックを破砕するものでございます。

続きまして図-33を御覧下さい。こちらが、破砕処理前後の写真でございます。左側が、剪断式破砕機による処理前後の写真で、処理後は粒状の燃料として出荷されます。右側が高速粉砕機による処理前後の写真で処理後はプラスチック原材料として出荷されません。

図面の説明は、以上でございます。

次に、周辺的生活環境保全対策について説明をさせていただきます。

本計画施設は群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第9条第1項の規定に基づく事前協議書を群馬県の環境森林部に提出しており、平成20年8月5日付けで事前協議が終了しております。

また、敷地周辺環境影響調査を行っておりますが、騒音、振動については規制値以内との評価が得られ、粉じんについては集塵機等により対策を講じることになっており、臭気及び排水は発生いたしません。

また、交通安全対策については、車の出入りを知らせる警告灯や街路照明灯等の設置のほか、夕刻の下校時間帯には必要に応じて事業所職員による誘導員を配置し安全確保に努めることになっております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、第8号議案の説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしくお願い致します。

(議長)

それでは、本議案に係る御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

(平田委員)

今日の議案で廃プラスチック処理施設が2議案あったが、廃プラスチック処理施設が県内でいくつあるのでしょうか。

(事務局)

今はわかりません。

(平田委員)

今までの実績がわかればお示し頂きたい。

(議長)

今までかなりの数を審議しています。分布図くらいは作って、委員に示した方がよいと思います。次回までに御願います。

(事務局)

はい。

(事務局)

先ほど大沢議員が御質問したの第5号議案の件ですが、廃掃法の処分設置許可につきましては平成19年5月25日受付で平成20年1月9日許可、開発につきましては平成21年4月13日受付で平成21年5月25日許可でございます。今回の建築基準法の許可申請ですが、平成21年8月25日受付でございます。

(大沢議員)

了解しました。

(議長)

他に御意見もないようですので、御異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、第8合議案につきましては、原案のとおり決定致します。

(議長)

以上で本日の審議は全て終了致しました。傍聴人及び報道関係者の方は、事務局の指示に従って退場して下さい。静粛な傍聴、誠にありがとうございました。

(議長)

以上を持ちまして、本日の審議は、全て終了致しました。委員の皆様には、熱心な御審議を頂きまして誠にありがとうございました。

次回、第151回の審議会は、12月定例県議会終了後の12月22日、火曜日、午後1時30分を予定しております。後日通知致しますのでよろしくお願い致します。

(閉会15:00)